

ろうふくめ～る

令和5年4月号

今年には桜の開花が早く、まだまだ肌寒い感じのタイミングではお花見を存分に楽しむという感じではなかったのではないのでしょうか。なんとか晴天の日はこの写真を撮ることができました。施設の中庭にある桜です。ソメイヨシノとシダレ桜と青空。キレイでした。



4月3日、厚労省交渉を行いました。新型コロナ第8波の影響調査アンケートの集計結果をもとにした要望行動です。老福連としては、昨年12月8日の厚労省交渉以来でしたが、第8波の影響調査で得た「声」を厚労省に伝えることができました。

詳細は2・3ページをご覧ください。
施設内療養にかかる補助金について大きな変革がー！

4月13日、参議院内閣委員会に21・老福連を代表して、井上ひろみ事務局長が参考人招致されました。新型コロナの対応や施設内療養の実態など、全国老人ホーム施設長アンケートや第8波影響調査の集計結果などをもとに、国会議員に直接「声」を届ける機会になりました。

4ページをご覧ください。

4月7日、厚労省老健局高齢者支援課長より、各都道府県・政令指定都市・中核市に対して、特養への特例入所の受入が適切かつ円滑に行われるよう配慮をお願いする通知(技術的助言)を発出しました。このことは、昨年12月8日の厚労省交渉でも21・老福連から厚労省に要望していた内容でもありません。

詳細は7ページをご覧ください。

4月19日、第21回職員研究交流集会 in 福島の第5回実行委員会を行いました。4月26日幹事会への報告内容の概要を6ページに載せました。ご覧ください。

4月26日、幹事会が開催されました。総会に向けた議論など、意見交換をしました。概要等を掲載しましたので、ご覧ください。

新型コロナウイルス感染拡大 第8波 緊急アンケート結果

高齢者のいのちと生活をまもる
医療体制・感染対策の拡充を
全国の老人ホーム施設長の声

2023年4月

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
(略称:21・老福連)

新型コロナウイルス感染拡大第8波におけるクラスター発生状況や死亡者数などの高齢者施設で起こった実態を把握し、厚労省へ伝えるためにご協力いただきました。

- 2月下旬～3月中旬実施
- Googleフォームにて実施
- 回答数340施設
- 回答の内容は3月号「ろうふくめ〜る」に掲載済
- **4月3日厚労省要請行動を実施**

緊急アンケート結果 老福連HP参照

①新型コロナウイルスに罹患した施設入所者は、軽症者も含め、全員医療機関に入院できるようにしてください。5類移行後も受入医療機関の拡充と自治体による入院調整の継続を行ってください。

(厚労省)

今後とも入院を前提に取り組み。5類移行後も今までの対応を継続する。往診等の協力医療機関の確保など進める予定。実態が見えにくいこともあり、今日の機会は貴重だと感じている。

高齢者が医療に繋がる体制を考えていきたい。2類では外来や入院ともコロナ患者受入医療機関が限定されていたが、5類移行後の大きな方針として積極的に医療機関の受入を行うように指導したい。

軽症者も含めた入院の要望だが、病床の大幅増加がない中で全員入院したらどうなるのかと思うと減らす部分も必要になると思われる。基礎疾患がある等の重症化リスクの高い人は入院が必要だが、重症化しない人もいる。「経験値による不安から入院を」という要望について詳しく話をしたい。

老福連から

医療機関が軽症どころか中等症でも入院できなかった状況が続いていたことを知っておいてほしい。

施設では重症かどうか判断不能。判断できる医療従事者の派遣などの体制整備を求めたい。入院までのハードルが高い、

病床逼迫を避けようとするあまり、入院制限が過度になっているのではないか。

施設内でクラスターが発生すれば、感染しなくても済んだ人までも感染拡大する。高齢者施設に対応を丸投げしないしてほしい。全員が入院できるようにと要望しなければならぬこと自体が考えられないことだ。

5類移行後も継続が必要な取組として、保健所、と回答する人は少ない。それほど保健所は期待されていない。

医療機関の病床は空いても「対象ではない」と断られる。医療機関の病床は空いているのに高齢者施設に陽性者があふれる状況が生まれるのではないか。

5類になり診療負担が起きると、診療が抑制され結果として見えない形で感染者数が増えるのではないか。根本的な医療体制整備を強く求めたい。

②高齢者と、高齢者施設・事業所職員の感染防止・重症化予防のため、ワクチン無料接種、高齢者施設・事業所の無料検査、高齢者の公費による新型コロナウイルス治療を継続してください。

(厚労省)

・5類移行後も外来での治療薬処方等は公費を継続する。入院については医療費・食費は負担してもらおうが高額療養制度から2万円を減額した額を上限とする予定(9月末まで)。検査については高齢者施設の施設内検査を継続実施、職員への検査は継続予定。

・今年度は、ワクチンは無料接種を継続する。

・かかりまさい経費の補助、施設内療養の補助については継続の予定。

(老福連より)

・弱毒化、軽症化し若い人にとってコロナは怖くないという印象に変化しているが、高齢者にとっては違う。早期発見が必要だが陽性職員は休ませないといけない、職員体制が逼迫し職員を休ませられない状況が「検査をしない」という選択肢を生む。ショートステイを休止する等の対応が損害となるが、職員が不足するので休止によって対応せざるを得ない。かかり増し経費の対象にならない減収や支出もあるため補償してほしい。経営補填など現場の状況をしっかりと把握して対応してほしい。

③高齢者施設へのかかり増し経費補助を継続してください。また、施設入所者が入院を必要としても、医療逼迫を理由に施設内療養となり、施設内で一部事業閉鎖などにより人的・空間的環境対策をとり療養にあたる場合は、従来の「かかり増し」とは違った性質をもつものとして、経営補償する施策を講じてください。

(厚労省)

・大変な状況での対応に感謝します。ややむを得ずやっているという状況があることも知っている。頭が下がる想い。人員基準の柔軟な取扱いについては5類移行後も継続する。休業要請がなくても、また柔軟な取扱いをしたとしても休業せざるを得ない状況も理解している。サービスを提供した際に報酬が発生するのが介護保険制度。その制度の中で補助できる方法はないかと考えて出たのがかかりまし経費などの制度。休業に対しての経営補填は難しいが、何ができるかは局内でも検討を進めたい。

・日常から感染症対応に必要なものについては介護報酬のプラス改定で対応。かかりまし経費については今年のも継続する。

(老福連より)

・かかりまし経費だけではない経営の補償を求めている。職員体制がとれない中での超過勤務や連続勤務、あるいは事業所を休止して職員を応援派遣した時の休止事業の減収補填。補償に医療と格差があるのではないか。
・22年度、法人内5施設で2千万円の減収。うち1千万円が事業所休止によるもの。第8波で数百万円の減収。見えないところの減収や支出がある。

厚労省交渉を終えて

■5類移行を目前にして、国政としてなにを整えたと言えるのでしょうか。原則入院を唱え、その実現が適わない現状をいくら伝えても国政を司る人には届かないのでしょうか。サービス提供による実績連動による報酬発生が介護保険。休止による実績のない状態には報酬発生はできないから捻りだしたのが「かかりまし経費」なのだ。実績を諦める判断の背景は入院できないからだということがどうして伝わらないのでしょうか。職員を応援派遣するために、本来必要なサービスを休業により諦め不利益を被るのは、利用するはずであった利用者なのに！

■施設内療養にかかる補助金について、医療機関連携という要件が課せられます。原則入院も適わず、高齢者施設内で医療提供を強要させられ、要件を満たさなければ補助金は出さないと考えて、公的責任は後退したと考えるもおおしくありません。



4月13日、老福連を代表して、井上ひろみ事務局長が参議院内閣委員会に参考人として発言しました。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法、内閣法了解提案に対する)

老福連HPから視聴できます！！

2023/04/28 18:26:49

● お知らせ ●

- ★新型コロナ第8波アンケート結果を公表しました [2023/04/28]
- ★参議院内閣委員会で21・老福連が意見陳述(動画と資料) [2023/04/14]
- ★ろうふくめーる3月号です [2023/04/01]
- ★ろうふくめーる2月号 [2023/03/14]
- ★新型コロナ第8波 緊急アンケートにご協力をお願いします [2023/02/23]
- more ...

立花幹事、牛嶋監事、大阪社会福祉事業財団から新型コロナ対策対応に関する情報を4/18、4/20の委員会質疑へ情報提供しました。

全国老人ホーム施設長アンケート、第8波緊急アンケートなど、多くの回答者の声を国会議員に直接届けるということに繋がった。多くの高齢者や従事者の命や暮らし、働き方が好転することを強く願います！！

★参議院内閣委員会で21・老福連が意見陳述(動画と資料)

- ・2023年4月13日参議院内閣委員会で、井上事務局長が参考人として意見陳述を行いました。
- ・全国アンケート・8波緊急アンケートの結果、コロナ禍での全国の高齢者施設の施設内療養などの実態と要望を訴えました。

以下の「参議院内閣委員会(2023年4月13日)」からご覧ください(資料もご参照ください)

☆参議院内閣委員会(2023年4月13日)

☆「参考人意見陳述」資料

第7波アンケート

実施時期：令和4年7～8月
アンケート送付：全国の特別養護老人ホーム、介護老人ホーム等 計1,382施設
回答数：2,107施設

コロナ陽性入居者の「施設内療養」について、どのようにお考えですか(回答数：2010施設)



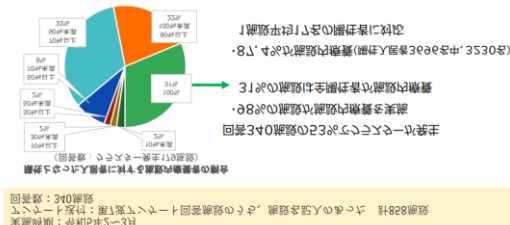
「施設内療養を推進すべき」を選択した理由



「陽性と診断された入居者は施設内へ入居を希望するべき」と選択した理由



トータルアンケート



新型コロナ 5類移行決定

施設内療養が前提か!?

5月8日、新型コロナは季節性インフルエンザと同様の感染症5類に移行が決定しました。5類移行に伴う対応はどう変わるのか、各自治体により異なる面もあるでしょう。

新型コロナに感染した高齢者施設の入所者は原則入院となるのが本来の姿です。医療逼迫などの理由から入院できずに施設内療養となる場合、高齢者施設には補助金が入りました（申請による）が、5類移行後は、高齢者施設と医療機関の連携があることを要件にした補助金になります。4月30日までに医療提供体制の移行状況等調査に回答することが求められました。5月1日には京都府主催の「5類移行に向けた説明会」(ZOOM)が開催されましたが、アクセスが殺到して参加できなかった人もいると聞きます。それだけ高齢者施設等には不安や心配、動揺を隠しきれないということです。

(介山)

23年度第一回幹事会

●第一回幹事会では、前回幹事会以降の活動内容の報告や、厚労省要請行動などの振り返り、福島開催の職員研究交流集会の企画進捗状況の確認、総会議案の確認などを行いました。

●6月に開催される総会では、前年度の活動内容を振り返り、今年度取り組むことを確認します。老福連らしい活動ができる年度になるよう、総会を盛り上げていきましょう。

●23年度の活動は完全オンラインから、ハイブリッドや対面での会議や学習会に移行する部分もあると思います。5類移行が新型コロナウイルスの消滅や感染しないことを示すわけではないため、慣れてしまった完全オンラインを元に戻すことに抵抗感をもつのは仕方ないことですが、少しずつ開催方法の検討をしたいと思います。

●地域ブロックごとの取り組みは、中国ブロックの研究交流会以外では特に報告はありませんが、23年度は各地で何かの取り組みの拡大により、「繋がりを感ずるきっかけになることが期待されます。

●第21回職員研究交流集会IN福島の企画概要は次ページにてご紹介します。

第21回職員研究交流集会in福島について

ここで生きていく

～いのちと暮らしを支える福祉の力～

開催日	時間	所要時間	内容
12月1日	9:00		フィールドワーク(郡山駅発)
	17:00		フィールドワーク(現地発)
	19:00		フィールドワーク(郡山駅着)
12月2日	9:00	10分	オープニング
	9:10	10分	開会挨拶(実行委員長)
	9:20	30分	基調報告(本部事務局長)
	9:50	50分	紙芝居と語り(岡洋子氏)
	10:40	10分	小休憩
	10:50	90分	記念講演(大井千加子氏)
	12:20	60分	休憩
	13:20	110分	特別企画(フィールドワークを生かして) ※調整中
	15:10		事務連絡にて終了
12月3日	8:30		オンライン入室可能
	9:00	180分	分科会開始(ブレイクアウトルーム)
	12:00	60分	休憩
	13:00	120分	分科会再開(ブレイクアウトルーム)
	15:00	25分	分科会まとめ(メインルーム)
	15:25	5分	閉会挨拶
	15:30		全日程終了

まだ確定ではありません

●まだ確定ではありませんが、実行委員会を考えている企画概要をご紹介します。

・1日目(12月1日)は、約30名限定のフィールドワークを企画。

・2日目(12月2日)は、ハイブリッド方式により記念講演や特別企画を検討中。

・3日目(12月3日)は、完全オンライン型の分科会を企画。

多方面に調整が必要な為、現段階では確定したものではありませんが、実行委員会は「福島で開催するからこそ」の集会を鋭意検討中です。

6月総会にて開催要綱版を提案し承認後には会員施設等にむけて開催要綱を郵送する段取りです。特にフィールドワークは約30名限定になるため、ご検討くださいませ。

毎度のことですが、実行委員会は集会の成功に向けて必死です。多方面における皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

老高発0407第1号

令和5年4月7日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部(局)長 殿

中核市

4/7付、厚労省発出の文書

厚生労働省老健局高齢者支援課長

(公印省略)

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について(通知)

指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)については、平成27年4月1日以降、入所が原則、要介護3以上の方に限定される一方で、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特列入所」という。)が認められている。特列入所に関する指針の作成・公表に関する留意事項については、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成26年12月12日付け老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)及び「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について(平成29年3月29日付け老高発0329第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)においてお示してきたところである。

また、令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特別養護老人ホームが在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、改めて、特列入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であるとされたところである。

これを踏まえて、「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成26年12月12日付け老高発1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)について、別紙のとおり改正したため、御了知の上、管内市町村、関係団体等に周知を図るとともに、施設への入所が適切かつ円滑に行われるようご配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

昨年秋頃に、特列入所について地域事情を鑑みて柔軟な運用をめざすと厚労省は言いました。このような形で通知されました。何年も前にも「門前払い」と報道された時には全国老人ホーム施設長アンケートの結果をもって厚労省交渉をしました。その直後に今回のような通知が出されましたが、改善されずに今日に至っています。

左記の「介護保険最新情報」1141を検索してみてください。

今回の内容

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について(通知)

計9枚(本紙を除く)

Vol.1141

令和5年4月7日

厚生労働省老健局高齢者支援課